

## 公有水面埋立法

### 1. 案内情報

手続名	: 公有水面埋立出願事項変更の許可 (1) 埋立区域の縮小 (2) 用途の変更 (3) 設計の概要の変更 (4) 工事着手及び竣功期間の伸長
手続根拠	: 公有水面埋立法第13条の2第1項
手続対象者	: 公有水面埋立免許を受けた者
提出時期	: 公有水面埋立の出願事項を変更しようとする時
提出方法	: 公有水面埋立変更許可申請書を作成し、免許権者である都道府県知事又は港湾管理者に提出してください。
手数料	: なし
添付書類・部数	: 公有水面埋立法施行規則第7条第2項各号で規定する図書部数については、提出先にお問い合わせ下さい。
申請書様式	: 公有水面埋立変更許可申請書
記載要領・記載例	: 公有水面埋立法施行規則別記様式第三による。 なお個別詳細な要領等については、都道府県庁河川担当部局又は地方公共団体(港湾管理者)港湾担当部局にお問い合わせ下さい。

### 2. 窓口情報

提出先	: 都道府県庁河川担当部局又は地方公共団体(港湾管理者)港湾担当部局にお問い合わせ下さい。
受付時間	: 同上
相談窓口	: 同上

### 3. 手続情報

審査基準	: 都道府県庁河川担当部局又は地方公共団体(港湾管理者)港湾担当部局にお問い合わせ下さい。
標準処理期間	: 同上
不服申立方法	: (行政不服審査法の規定による)